

幼児教育・保育無償化のしおり

令和7年4月版



〒286-8585

成田市花崎町 760 番地（市役所 2 階）

成田市役所 こども未来部 保育課

電 話 0476 (20) 1607

F A X 0476 (33) 3665



成田市 HP へアクセス

※無償化に関する書類は、成田市ホームページからダウンロードできます。

成田市ホームページには、右上の二次元コードおよび下記 URL からアクセスできます。

（成田市ホームページ https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html）

【目次】

1. 幼児教育・保育無償化について … 1ページ

2. 「基本の保育料」の無償化 … 2ページ
幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用

3. 「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育料」の無償化 … 4ページ
幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用

4. 「認可外保育施設等の利用料」の無償化 … 7ページ
認可外保育施設、一時預かり事業、
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用

5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類 … 10ページ

6. 給食費の取り扱いについて … 11ページ

7. よくある質問 … 15ページ

1. 幼児教育・保育無償化について

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの「基本の保育料」などが無償化されます。

※クラス年齢は、4月1日時点の年齢になります。

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化になります。

※0歳児クラスから2歳児クラスの子どもについては、住民税非課税世帯のみ対象になります。

幼児教育・保育無償化の対象

◎…全額無償 ○…月額上限あり ×…無償化対象外

	認可保育所等	新制度幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）		新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等
		教育時間	預かり保育	教育時間	預かり保育	
全ての 3～5歳児クラス	◎	◎	○ 上限 11,300円 <要認定>	○ 上限 25,700円	○ 上限 11,300円 <要認定>	○ 上限 37,000円 <要認定>
住民税課税世帯の 満3歳児	×	◎	×	○ 上限 25,700円	×	×
住民税非課税世帯 の満3歳児	◎	◎	○ 上限 16,300円 <要認定>	○ 上限 25,700円	○ 上限 16,300円 <要認定>	○ 上限 42,000円 <要認定>
住民税非課税世帯 の0～2歳児クラス (満3歳児を除く)	◎	-	-	-	-	○ 上限 42,000円 <要認定>
住民税課税世帯の 0～2歳児クラス (満3歳児を除く)	×	-	-	-	-	×

<要認定>の部分については、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

認定を受けていない場合、無償化の対象にはなりません。

※満3歳児とは、3歳になった日から最初の3月31日までにいる子どもをいいます。

2. 「基本の保育料」の無償化

対象者

◆3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子ども

※年度途中で3歳になっても、当該年度中は2歳児クラスの保育料になります。ただし、幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）を利用する子どもについては、満3歳から対象になります。

◆0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども

対象施設

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

対象になる費用

「基本の保育料」

※通園送迎費、給食費、行事費、時間外保育料など、実費として徴収される費用は、これまでどおり、保護者の負担になります。

◆新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

「基本の保育料」が0円になります。

◆新制度未移行幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園等）

幼稚園が定める「入園料」及び「保育料」（以下、保育料等）と、無償化の月額上限額 25,700円を月ごとに比較して、低いほうの額が無償化の対象になります。

※上限額を超えた場合の差額は、保護者の負担になります。

※月の途中で入園・退園した場合や、幼稚園に在園したまま市町村間をまたぐ転居をした場合は、その月の在園日数に応じ日割り計算した額が無償化の上限額となります。

新制度未移行幼稚園に係る入園料の取扱いについて

入園料は、入園初年度において無償化の対象になります。その年度の在籍月数で除して月額に換算し、保育料と合計したうえで、無償化の月額上限額と比較します。

<例> 入園初年度 4月入園 在籍 12か月の場合

入園料（年額）60,000円 保育料（月額）20,000円 の場合	① 入園料の月額換算額 5,000円（60,000円を12か月で除した額） ② 保育料 20,000円 ① + ② = 25,000円【月額】 ⇒【月額】25,000円と【上限額】25,700円を 比較して低いほうの額 25,000円を無償化
---	--

必要な手続き

<認定の受け方>

◆新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

「子どものための教育・保育給付に係る認定」を受けるための手続きが必要です。幼稚園の利用開始前までに、「子どものための教育・保育給付に係る認定兼支給認定証交付申請書」を保育課に提出してください。なお、預かり保育を利用したい場合は、新2号認定（3～5歳児クラス）、新3号認定（住民税非課税世帯の満3歳児）を併せて申請してください。

◆新制度未移行幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園等）

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための手続きが必要です。幼稚園の利用開始前までに、下記の必要書類を保育課に提出してください。

必要書類

◆預かり保育を利用しない、又は「保育を必要とする理由」に該当しない場合

【新1号認定（満3歳児～5歳児クラス）】

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書

◆預かり保育を利用し、「保育を必要とする理由」に該当する場合

【新2号認定（3～5歳児クラス）、新3号認定（住民税非課税世帯の満3歳児）】

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書
- ・保育を必要とする理由を証明する書類

⇒詳細は「5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類」を確認してください。

※後日、認定区分等が記載された「施設等利用給付認定決定通知書」が、成田市から送付されます。

<給付の受け方>

◆新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所

成田市から利用施設へ、直接給付を行うため、保護者が「基本の保育料」を施設に支払う必要がなくなります。

◆新制度未移行幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園等）

保育料等について、無償化の月額上限額 25,700 円を限度として、成田市から利用施設へ、直接給付を行います。

保育料等の合計額が、無償化の月額上限額より低い場合は、保護者から利用施設への支払いはありません。無償化の月額上限額より高い場合は、その差額を保護者が利用施設へ支払います。差額がある場合の保育料等の支払いについては、各施設に確認してください。

3. 「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育料」の無償化

対象者

- ◆3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」（新2号認定）を受けた子ども
- ◆満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）で住民税非課税世帯の子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」（新3号認定）を受けた子ども

対象施設

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

※利用する施設が、無償化給付の対象施設になるためには、施設等が所在する市区町村の「確認」を受ける必要があります。成田市に所在する施設等で「確認」を受けた施設については、成田市ホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0134_00010.html）で確認できます。



対象になる費用

「預かり保育料」について、利用日数に応じた額（利用日数×450円）を限度に、

⇒ 3～5歳児クラス：月額最大 11,300円

⇒ 住民税非課税世帯の満3歳児：月額最大 16,300円 が無償化の対象になります。

※「預かり保育料」以外のおやつ代などは、無償化の対象外です。

無償化の対象になる「預かり保育料」の算定方法

- ・利用日数に応じて限度額は変動します。（利用日数×450円を限度）
- ・限度額と「預かり保育料」の支払額を月ごとに比較して、低いほうの額が無償化の対象になります。

<例>

【利用日数】 10日 【預かり保育料】 3,000円 の場合	【① 限度額】 4,500円 = 10日 × 450円 【② 支払った預かり保育料】 3,000円 ⇒ ①と②を比較して低いほうの額 3,000円を無償化 自己負担 0円
【利用日数】 20日 【預かり保育料】 12,000円 の場合	【① 限度額】 9,000円 = 20日 × 450円 【② 支払った預かり保育料】 12,000円 ⇒ ①と②を比較して低いほうの額 9,000円を無償化 自己負担 3,000円

必要な手続き

<認定の受け方>

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための手続きが必要です。下記の必要書類を保育課に提出してください。

必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書
- ・保育を必要とする理由を証明する書類

⇒詳細は「5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類」を確認してください。

※後日、認定区分等が記載された「施設等利用給付認定決定通知書」が、成田市から送付されます。

※「基本の保育料」の無償化のため、新2号認定又は新3号認定を受けている場合、手続きは不要です。

<給付の受け方>

施設に預かり保育料を支払った後、保育課へ請求の手続きをしてください。保護者からの請求に基づいて、成田市から保護者へ、無償化の対象になる費用を支払います。

手続きのために、下記の必要書類を保育課の窓口までお持ちください。または、必要書類をすべて同封のうえ、郵送にてご請求ください。

必要書類

①子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費の請求書（預かり保育料の償還払い用）

利用施設から発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書」を参照して、保護者が記入し、提出してください。

※請求書の用紙は、保育課でお渡しするほか、成田市ホームページからもダウンロードできます。

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書

利用施設から発行された原本を提出してください。

※原本は申請済みのスタンプを押して返却し、保育課にはコピーを保管します。

※その他の無償化の請求手続きにも使用する場合がありますので、返却後もお手元に保管してください。

請求のスケジュール

預かり保育料の支払いは3か月ごと（年4回）です。

下表の利用期間ごとに請求書を記入のうえ、必要書類を添えて、提出期限までに保育課の窓口までお持ちください。または、必要書類をすべて同封のうえ、郵送にてご請求ください。

預かり保育の利用期間	請求書の提出期限（目安）
第1期： 4月～ 6月分	7月末日まで
第2期： 7月～ 9月分	10月末日まで
第3期：10月～12月分	1月末日まで
第4期： 1月～ 3月分	4月末日まで

※支払いは、請求書の受理後1か月から2か月程度を目安とさせていただきます。

4. 「認可外保育施設等の利用料」の無償化

対象者

- ◆3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」（新2号認定）を受けた子ども
- ◆0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どものうち、保育を必要とする理由があり、保護者が成田市から「保育の必要性の認定」（新3号認定）を受けた子ども

※認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所に在籍する子どもは対象外です。

※幼稚園に在籍する子どもは対象外です。ただし、幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育の提供時間などが次の①又は②に該当する場合、預かり保育の他、認可外保育施設等を併用した場合の利用料についても、幼稚園の預かり保育無償化部分と併せて、月額11,300円（住民税非課税世帯の満3歳児にあっては、月額16,300円）を限度に無償化の対象になります。

- ① 教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満である場合
- ② 年間（平日・長期休業中・休日の合計）の開所日数が200日未満である場合

※保育を必要とする理由が「育児休業取得」の場合、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用は対象外になります。

対象施設及び対象事業

千葉県から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設

- ・一時預かり事業（保育所等で行っている一時保育等）
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

※利用する施設や事業が、無償化給付の対象施設になるためには、施設等が所在する市区町村の「確認」を受ける必要があります。成田市に所在する施設等で「確認」を受けた施設については、成田市ホームページ（https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0134_00010.html）で確認できます。



対象になる費用

「利用料」について、

⇒ 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども：月額37,000円まで

⇒ 0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども：月額42,000円までが無償化の対象になります。

※対象施設（認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を複数利用した場合、それぞれの利用料を合計して算出します。

必要な手続き

「子育てのための施設等利用給付認定」を受けるための手続きが必要です。下記の必要書類を保育課に提出してください。

必要書類

- ・子育てのための施設等利用給付に係る認定申請書
- ・保育を必要とする理由を証明する書類

⇒詳細は「5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類」を確認してください。

※後日、認定区分等が記載された「施設等利用給付認定決定通知書」が、成田市から送付されます。

給付の受け方

施設に利用料を支払った後、保育課へ請求の手続きをしてください。保護者からの請求に基づいて、成田市から保護者へ、無償化の対象になる費用を支払います。

手続きのために、下記の書類を保育課の窓口までお持ちください。または、必要書類をすべて同封のうえ、郵送にてご請求ください。

請求に必要な書類

◆認可外保育施設、ベビーシッター、保育園の一時預かり事業、病児保育をご利用の方

⇒以下の①、②の2点を、保育課に提出してください。

◆ファミリー・サポート・センターをご利用の方

⇒以下の①、③の2点を、保育課に提出してください。

①子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費の請求書（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業償還払い用）

利用施設から発行された「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書」もしくは「活動報告書」を参照して、保護者の方がご記入いただき、ご提出ください。

※請求書の用紙は、保育課でお渡しするほか、成田市ホームページからもダウンロードできます。

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証及び支援提供証明書

利用施設から発行された原本を提出してください。

※原本は申請済みのスタンプを押して返却し、保育課にはコピーを保管します。

③「活動報告書」(ファミリー・サポート・センターを利用した場合)

利用施設から発行された原本をご提出ください。

※原本は申請済みのスタンプを押して返却し、保育課にはコピーを保管します。

請求のスケジュール

支払いは3か月ごと(年4回)です。

下表の利用期間ごとに請求書を記入のうえ、必要書類を添えて、提出期限までに保育課の窓口までお持ちください。または、請求書と必要書類を同封のうえ、郵送にてご請求ください。

施設・サービスの利用期間	請求書の提出期限(目安)
第1期: 4月～6月分	7月末日まで
第2期: 7月～9月分	10月末日まで
第3期: 10月～12月分	1月末日まで
第4期: 1月～3月分	4月末日まで

※支払いは、請求書の受理後1か月から2か月程度を目安とさせていただきます。

5. 保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類

【保育を必要とする理由と保育の認定期間及び必要書類】

保育を必要とする理由	内容	保育の認定期間	必要書類
就労	月 60 時間以上の就労 (就労予定を含む)	小学校就学前までの範囲内で、保育の必要性が認められる期間	*就労証明書
妊娠・出産	妊娠中又は 出産後間もない場合	出産予定日を基準とし 前後 2 か月間 ※多胎児の場合、 前 3 か月・後 2 か月	母子手帳(表紙と分娩予定日が記載されたページのコピー)
疾病・障がい	病気や負傷又は心身に障がいがある場合	対象者の傷病が治癒するまで	*診断書(①障がい疾病用) 又は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し
介護・看護	親族を常時、看護または介護している場合		*介護(看護)状況申立書及び *診断書(②介護看護付添用) 又は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証のいずれかの写し
求職活動	認定基準を満たす仕事を探している場合	3 か月間	*求職活動に関する申立書
就学・技能取得	学校教育法に規定された学校や職業訓練学校等に通学している場合	訓練・学校が修了する月の末日まで	入学許可証又は学生証及び 時間割表(カリキュラム)
災害復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧にあたって いる場合	その危難が去ったと考えられるまで (最長 6 か月間)	保育課にお問い合わせください。
DV・虐待等	保育課にお問い合わせください。		
育児休業取得	在園している場合	育児休業期間 育児休業に係る子が満 1 歳になる年度の末日まで	*就労証明書(育児休業期間が記載されているもの)

*マークの書類については、必ず成田市指定の様式を使用してください。

※認定の現況届は6月を予定しています。

6. 給食費の取り扱いについて

(1) 新制度幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の給食費

利用施設が実費として徴収する費用は、これまでどおり保護者の負担となりますが、次のいずれかに該当する場合、給食費として実費負担している費用のうち「副食材料費」に係る費用について支払いが免除されます。

※「副食材料費」は、給食費のうち、主食（ごはん・パン・麺など）以外の費用のことです。（おかず・おやつ・ミルクなど。）

免除対象者

次の①から③のいずれかに該当する場合に、免除の対象となります。

- ①生活保護受給世帯 及び 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている世帯の子ども
- ②市民税所得割額 77,100 円以下の世帯の子ども
- ③第 3 子以降の子ども ⇒小学校 3 年生以下の子どもの数をカウントします。

※市民税所得割額は、保護者（父母など）の市民税所得割額の合計額です。ただし、父母が共に市民税所得割非課税の場合は、同居（同一住所の別世帯を含みます。）の（曾）祖父母等の市民税所得割額を基準にします。

※当該年度の市民税額（4 月から 8 月までの給食費にあっては、前年度）により判断します。なお、市民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等）を適用しない額となります。

免除の手続き

新たな手続きは不要です。

なお、免除対象者には、個別に通知文でお知らせします。

(2) 保育所、認定こども園（保育所部分）の給食費

0歳～2歳児クラスの場合・・・これまでどおり、給食費は保育料に含まれます。

3歳児～5歳児クラスの場合・・・保育料無償化に伴い、給食費（副食費）は保護者の負担となります。金額は各施設にお問合せください。市内公立保育所は月額4,800円です。また、下記の対象者は、給食費（副食費）の保護者負担が免除されます。

免除対象者

次の①から④のいずれかに該当する場合に、免除の対象となります。

- ①生活保護受給世帯 及び 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている世帯の子ども
- ②非課税世帯の子ども
- ③市民税所得割額 57,599円以下の世帯の子ども（母子家庭等の認定世帯については77,100円以下）
- ④第3子以降の子ども ⇒未就学児のうち、保育園等（幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部なども含む。）に在園している子どもの数をカウントします。

※市民税所得割額は、保護者（父母など）の市民税所得割額の合計額です。ただし、父母が共に市民税所得割非課税の場合は、同居（同一住所の別世帯を含みます。）の（曾）祖父母等の市民税所得割額を基準にします。

※当該年度の市民税額（4月から8月までの給食費にあつては、前年度）により判断します。なお、市民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等）を適用しない額となります。

免除の手続き

新たな手続きは不要です。

なお、免除対象者には、個別に通知文でお知らせします。

(3) 新制度未移行幼稚園（新制度に移行していない私立幼稚園等）の給食費

幼稚園等入園世帯援助制度

利用施設が実費として徴収する費用は、これまでどおり保護者の負担となりますが、次のいずれかに該当する場合、給食費として実費負担している費用のうち「副食材料費」に係る費用が助成されます。

※「副食材料費」は、給食費のうち、主食（ごはん・パン・麺など）以外の費用のことです。（おかず・おやつ・ミルクなど。）

助成対象者

次の①から④のいずれかに該当する場合に、助成の対象となります。

- ①生活保護受給世帯 及び 中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている世帯の子ども
- ②市民税所得割額 77,100 円以下の世帯の子ども
- ③第 3 子以降の子ども ⇒小学校 3 年生以下の子どもの数をカウントします。
- ④ファミリーホームまたは里親に委託されている子ども

※市民税所得割額は、保護者（父母など）の市民税所得割額の合計額です。ただし、父母が共に市民税所得割非課税の場合は、同居（同一住所の別世帯を含みます。）の（曾）祖父母等の市民税所得割額を基準にします。

※当該年度の市民税額（4 月から 8 月までの給食費にあっては、前年度）により判断します。なお、市民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等）を適用しない額となります。

支給申請の手続き

利用施設へ給食費を支払った後、保育課で助成を受けるための申請手続きをしてください。保護者からの申請に基づき、成田市が支給額を決定し、保護者へ支払います。

申請手続きのために、次ページの必要書類を保育課に提出してください。

※副食材料費の実際の支払い額と支給限度額（月額 4,800 円）を月ごとに比較して、低いほうの額が支給額となります。

必要書類

①幼稚園等入園世帯援助費支給申請書

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（原本） 又は 給食費及び副食材料費の支払い額がわかる領収証（原本）

③令和7年4月から8月までの給食費について申請する場合で、

令和6年1月1日現在の住所が成田市以外にあった方

⇒令和6年度市町村民税額が確認できるもの※

④令和7年9月から令和8年3月までの給食費について申請する場合で、

令和7年1月1日現在の住所が成田市以外にあった方

⇒令和7年度市町村民税額が確認できるもの※

⑤母子・父子家庭世帯の方

⇒児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本（離婚・未婚・死別の確認ができるもの）

のいずれか1点

※住民税課税（非課税）証明書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書など。
父母共に必要です。（父母が市民税所得割非課税の場合は、祖父母等も必要です。）

幼稚園から月ごとに発行される「②領収証」の記載内容を基に、保護者が「①申請書」を記入し、保育課に提出してください。

後日、成田市が審査・支給額を算定し、「幼稚園等入園世帯援助費支給決定（却下）通知書」を送付します。

申請のスケジュール（予定）

副食材料費助成の申請手続きは、年2回です。

下表の利用期間ごとに申請書を記入のうえ、必要書類を添えて、提出期限までに保育課の窓口までお持ちください。

給食の利用期間	申請書の提出期限（目安）
第1期：4月～8月分	9月末まで
第2期：9月～3月分	4月末まで

※支給申請手続きについての詳細は、保育課または成田市ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page141200.html>)で確認してください。



7. よくある質問



<認定について>

Q1. 申請書類はどこで受け取れますか？

A1. 保育課で受け取るか、成田市ホームページからダウンロードできます。



Q2. 書類はいつまでに提出すればいいですか？

A2. 施設の利用開始日までに提出してください。認定を受けずに施設を利用した場合、その間の利用については無償化の対象になりません。また、不足書類等があると認定ができませんのでご注意ください。

Q3. 祖父母と同居しているのですが、祖父母が働いていない場合は認定されませんか？

A3. 祖父母の就労状況等は、認定に影響しません。

Q4. 幼稚園に通っていますが、自分が新1号か新2号かわかりません。

A4. 保育を必要とする理由に該当しない場合、又は幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用しない場合は、新1号認定になります。保育を必要とする理由に該当し、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、新2号認定になります。

※保育を必要とする理由は、父母どちらも必要です（ひとり親家庭の場合は、どちらかのみ）。

Q5. 新1号認定は、申請書に何を添付すればいいですか？

A5. 新1号認定の場合は、添付書類は不要です。申請書のみ提出してください。

Q6. きょうだいで幼稚園に通っています。就労証明書はそれぞれ1部ずつ必要ですか？

A6. きょうだいで在園している場合、就労証明書はコピーでかまいません。上の子に原本、下の子にコピーを添付してください。

Q7. 保育所等（又は児童ホーム）を利用しています。就労証明書等の再提出は必要ですか？

A7. 再提出が必要になります。手元にコピーがあれば、そのコピーでもかまいません。

Q8. 年度の途中で成田市外に転居することになりました。現在、成田市から新1号認定を受け、私立幼稚園を利用しており、転居後も同じ幼稚園を利用する予定です。認定に関して、必要な手続きはありますか？

A8. 保育料等の無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村で認定を受ける必要があります。成田市外へ転出した時点で、成田市の認定期間は終了となりますので、転居先の市区町村において、改めて認定を受けるための手続きをお願いします。なお、市外に転居することを、利用する幼稚園に必ずお知らせください。

Q9. 満3歳クラスを利用しています。両親共働きのため預かり保育を利用していますが、住民税課税世帯のため預かり保育分は無償化の対象とならない新1号認定になりました。預かり保育分も無償化の対象とするためにはいつまでに、何の手続きをすればいいですか。

A9. 住民税課税世帯は3歳児クラスから新2号認定を取得できます。満3歳になり、初めて迎える3月末日までに保育を必要とする理由を証明する書類と、「子育てのための施設等利用給付に係る認定変更認定申請書」をご提出ください。原則、申請以降に利用する分が無償化の対象となりますので、申請漏れにはご注意ください。

<給付・請求について>

Q1. 申請書類はどこで受け取れますか？

A1. 【請求書】 保育課で受け取るか、成田市ホームページからダウンロードできます。

【領収証・提供証明書】 利用施設から発行されます。

幼稚園をご利用の方は全員に発行されます。発行日は幼稚園により異なりますので、各園に確認してください。

認可外保育施設等や保育園の一時預かり事業をご利用の方は、各施設に発行を依頼してください。依頼しないと発行されませんので、ご注意ください。

Q2. 書類の提出期限を過ぎた場合はどうなりますか？

A2. 提出期限は目安ですので、過ぎても提出できます。ただし、利用後2年間を過ぎると請求できなくなりますので、早めの手続きをお願いします。6.(3)新制度未移行幼稚園(新制度に移行していない私立幼稚園等)の給食費については、利用後5年間まで請求が可能です。

なお、支払いについては、書類受付後1か月から2か月程度かかりますので、ご了承ください。

Q3. 請求書の記入の仕方がわかりません。

A3. 請求書の記載例を、請求書と併せて配布していますのでご参照ください。

又は、領収証・提供証明書等の添付書類を持って、保育課にお越しください。その際、印かんと振込口座がわかるものを持参してください。

Q4. 請求書を書き間違えてしまいました。

A4. お手数ですが、新しい用紙にて書き直しをお願いします。

二重線等で修正いただいた場合、受付できない場合があります。